

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年6月1日京都市条例第 2 号）（総合企画局総合政策室）

京都市多文化施策審議会、京都市国際化推進プラン点検委員会及び京都市基本計画審議会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市国際交流・多文化共生審議会を設置する必要があるため、次のとおり、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することとしました。

別表第1 3京都市多文化施策審議会の項及び京都市国際化推進プラン点検委員会の項を削り、同表3京都市基本計画審議会の項を次のように改めました。

京都市国際交流・多文化共生審議会	本市の国際的な事業（国際交流，国際協力，多文化共生等）の展開に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	10人以内	2年
------------------	--	-------	----

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月1日

京都市長 門川大作

京都市条例第 2 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3京都市多文化施策審議会の項及び京都市国際化推進プラン点検委員会の項を削り、同表3京都市基本計画審議会の項を次のように改める。

京都市国際交流・多文化共生審議会	本市の国際的な事業（国際交流，国際協力，多文化共生等）の展開に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	10人以内	2年
------------------	--	-------	----

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(総合企画局総合政策室)